

## 1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地方教育行政法」という。）において、全ての教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理執行状況について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

そこで、群馬県教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、県民への説明責任を果たすため、年度を区切りとして、前年度の状況について「教育委員会の点検・評価」（以下、「点検・評価」という。）を実施し、報告書にまとめています。

## 2 点検・評価の対象

平成30年度は、第2期群馬県教育振興基本計画（以下、「基本計画」という。）に基づき平成29年度に実施した39項目と教育委員会の取組に関する3項目の合計42項目※について、点検・評価を行いました。

※ 基本計画は、7つの基本施策に係る40の取組と各施策を効果的に推進するための県教育委員会の3つの取組で構成されていますが、1つの取組で小・中学校と高等学校に分けて項立てをしているもの（取組8）があるため、項目数は44項目となります。そのうち、取組全体が他部局の権限に属するものが2項目あり、それらは教育委員会の点検・評価の対象外であるため、対象は42項目となります。

なお、対象外の2項目についても、基本計画の進行管理の一環として、所管する所属が行った自己点検・評価を参考に掲載しています。

## 3 点検・評価の方法

### (1) 「平成29年度の取組実績」及び「個別評価」

基本計画の各取組で掲げた「主な取組内容」ごとに、「平成29年度の取組実績」を挙げるとともに、それに対する「個別評価」を次の4段階で行いました。

**「達成」**：計画内容を達成した。

（「主な取組内容」について、量（具体的な取組）・質（取組による効果）ともに計画を達成したと言える状態になった。）

**「進捗」**：一定の成果が出てきている。

（「主な取組内容」について、一部に「達成」とまでは言えない状態が残っている。

又は、「達成」には至っていないが、当該取組の当該年度までの実施予定分を実施できた。）

**「着手済」**：取り組み始めたが成果が出てくるまでに時間を要する状態である。

（具体的な取組は行ったが、当該年度までの実施予定分には至らなかった。又は、成果（取組による効果）と言えるほどのものがまだ出ていない。）

**「未着手」**：計画内容に関する具体的な取組を始めていない。

（実施検討に係る具体的な作業を始めていない（「取組実績」として具体的に記述できるものがない）状況である。）

(2) 「成果」及び「達成目標」

「平成29年度の取組実績」による「成果」を挙げるとともに、基本計画において指標として設定している「達成目標」の基準年度に対する進捗率を示しました※。  
(達成目標の進捗率は、原則として【(平成29年度実績値－基準年度実績値) / (目標値－基準年度実績値) × 100】で表示しています。なお、基準年度実績値がもともと大きいものや、測定値の母数が少ないものは、わずかな数値の動きで指標が大きく変動するものがあります。)

※ 達成目標の進捗率について

達成目標は、基本計画において、施策による効果を検証する指標として列挙したものです。施策の実施結果そのものを測る指標ではないため、当該施策以外の要因等の影響により、平成29年度の取組実績の個別評価とは方向性が必ずしも一致しない場合があります。

(3) 「今後の課題」及び「30年度の方向」

「平成29年度の取組実績」や「成果」等を踏まえて、「今後の課題」を整理した上で、「30年度の方向」を検討しました。

4 第三者の知見の活用

点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることが地方教育行政法で義務付けられています。群馬県教育委員会では、「群馬県教育委員会の点検・評価委員会」を設置し、以下の委員から御意見、御助言をいただきました。(五十音順、敬称略)

氏名	所属等
岡田 美智子	(株)山岸製作所 常務取締役
荻原 高子	臨床心理士 群馬県スクールカウンセラースーパーバイザー
櫻井 常矢	高崎経済大学地域政策学部教授
重田 誠	高崎市小児科医会副会長
益田 裕充	群馬大学教育学部副学部長・教授

## 5 点検・評価の対象としている第2期群馬県教育振興基本計画の概要

### (1) 計画期間

平成26年度～平成30年度

### (2) 基本目標及び基本目標を具体化するための視点

#### 【基本目標】

たくましく生きる力をはぐくむ ～自ら学び、自ら考える力を～

#### 【基本目標を具体化するための視点】

- ① 一人ひとりが個性や能力を伸ばし、自ら学び自ら考える力を身に付け、自己実現が図れるようにする
- ② 共に支え合い、高め合いながら未来を創造していけるようにする

平成21年に群馬県の教育が目指す10年後を見通して策定した第1期計画の目標を継続した上で、第1期計画期間中の社会情勢の変化を踏まえ、基本目標を具体化するための2つの視点を明確にし、この視点から掲げる次の7つの基本施策を推進し、生涯にわたる学びの中で、たくましく生きる力を育てていきます。

### (3) 7つの基本施策

#### I 時代を切り拓く力の育成

社会的・職業的自立に必要な能力を育成します。  
文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進します。  
国際的視点に立ち、自ら考えを発信できる力を育成します。

#### II 確かな学力の育成

基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに学習意欲を高めます。  
発展的な教育により社会へ参画する力を育成します。

#### III 豊かな人間性の育成

自他を大切にできる心や自己肯定感を育み、規範意識を高めます。  
いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成します。

#### IV 健やかな体の育成

児童生徒の体力向上を図ります。  
児童生徒の心身の健康を保持増進します。

#### V 信頼される学校づくり

教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進します。  
特別な支援を必要とする児童生徒の教育を充実します。  
特色ある学校づくりを推進します。

#### VI 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成

安全・安心な教育環境を確保します。  
災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保を地域ぐるみで推進します。

#### VII 地域の教育力の向上と生涯学習社会の構築

幼児教育の充実を図るとともに家庭教育や子育ての支援を推進します。  
社会教育を推進し地域の教育力を高めます。  
生涯にわたる多様な学びを推進します。